川崎市港湾局土木工事週休２日制試行工事実施要綱

（趣旨）
第１条　建設業界では、若手技術者や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が緊急課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。本要綱は、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨及び労働者等の労働環境改善に向けた意識向上を図る取組を推進する国土交通省関東地方整備局港湾空港部の実施方針に則り、川崎市港湾局が発注する土木工事に係る週休２日制を推進する試行工事（以下、「港湾局試行工事」という。）を実施するために必要な事項を定めるものである。

（休日の定義）
第２条　「休日」は、「土曜日」「日曜日」「祝日」「夏季休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の８月の３日間）」「年末年始休暇（土曜日、日曜日、祝日以外の１２月下旬～１月上旬の５日間）」及び「現場の休工日（現場にていかなる作業も行わない日）」とする。
２　「休日」に定義する日において、現場にて何らかの作業を行った場合は、「休日」には該当しないものとする。

（現場における週休２日制）
第３条　本要綱の工事現場における週休２日制とは、土曜日から金曜日までを一週間とする期間中に２日の休日を原則として適切に確保することをいい、次各号の取扱いを加えるものとする。
（１）週休２日制の評定は、土曜日から始まり４週目の金曜日までで終わる４週間を一つの期間として８休日とするもので、５週目の土曜日から８週目の金曜日までで終わる４週間を２期間目とし、以後同様とする。
（２）前号における対象期間は、現場着工日（現場事務所の設置、資機材の搬入、仮設工事の開始等、現場で作業を開始した日）以降最初の土曜日を始期とし、工事完了届の提出直前の１期間の末日となる金曜日を終期とする。
２　休日予定日に現場で作業を行う場合は、当該休日予定日が属する一つの期間内に振替休日を取得しなければならない。ただし、本市港湾局監督員の指示により休日予定日に現場で作業を行う場合は「休日」として取り扱うものとする。
３　対象とする全期間にて週休２日制が達成された場合は、工事成績評定（１点加点）及び請負金額へ反映するものとする。

（発注者指定型港湾局試行工事の実施選択）
第４条　受注者は、港湾局試行工事実施に係る同意・不同意・変更（不同意）を選択できるものとし、これについて、「週休２日制港湾局試行工事実施意思表示届（同意・不同意・変更）」（様式１）により、施工計画書と併せて本市監督員に届ける。なお、不同意・変更（不同意）を選択した場合であっても、工事成績評定の減点はしない。
２　次各号に該当する場合は、発注者指定型港湾局試行工事の対象外とする。
（１）緊急対策・災害復旧に類する場合
（２）社会的要因等により早期に工期完成が望まれる場合
（３）施工時間・施工方法に制約がある場合

（発注者指定型港湾局試行工事以外の実施協議選択）
第５条　受注者は、発注者指定型港湾局試行工事以外の工事においても、受注者が可能であると判断した場合、発注者と港湾局試行工事の実施に関して協議することができる。

（港湾局試行工事の取組内容）
第６条　受注者は、第４条に規定する同意をした場合、契約した工期の中で週休２日制を確保しなければならなく、これらの確保を事由にした工期変更は行うことはできない。
２　受注者は、当月の休日取得計画については前月月末までに、前月の休日取得実績については当月の１５日までに、「休日取得計画・実績書」（様式２）を本市監督員に提出する。ただし、最初の休日取得計画は、現場着工日の前日までに提出するものとする。
３　受注者は、港湾局試行工事である旨を公衆の見やすい場所に明示するものとし、次の記載内容の例を基本にＡ３サイズ以上の大きさで明示する。
４　受注者は、第２項に規定する様式２について、該当月分を公衆の見やすい場所に掲示するものとし、Ａ３サイズ以上の大きさでこれを行う。

川崎市港湾局土木工事週休２日制試行工事
　この工事は、建設産業の労働環境を改善するため、週休２日制に取り組むモデル工事です。
発注者：川崎市港湾局
受注者：〇〇〇建設㈱

（週休２日制の実施確認）
第７条　受注者は、前条第２項に規定する様式２の提出及び作業日報の提示により、本市港湾局監督員の確認を受けなければならない。

（工事成績評定への反映）
第８条　前条に規定する確認により対象とする全期間にて週休２日制を達成した場合は、１点を工事成績評定で加点する。ただし、それ以外の場合でも、工事成績評定の減点は行わない。

（請負金額への反映）
第９条 第７条に規定する確認により週休２日制を達成した場合は、「川崎市港湾局土木工事週休２日制試行工事実施に伴う増額補正について」（別紙）のとおり増額補正を行う。

（施行期日）
この要綱は、設計月が令和３年４月以降の設計積算工事から施行する。

（施工期日）
この改定要綱は、令和３年７月１日から施行し、設計月が令和３年７月以降の設計積算工事から適用する。

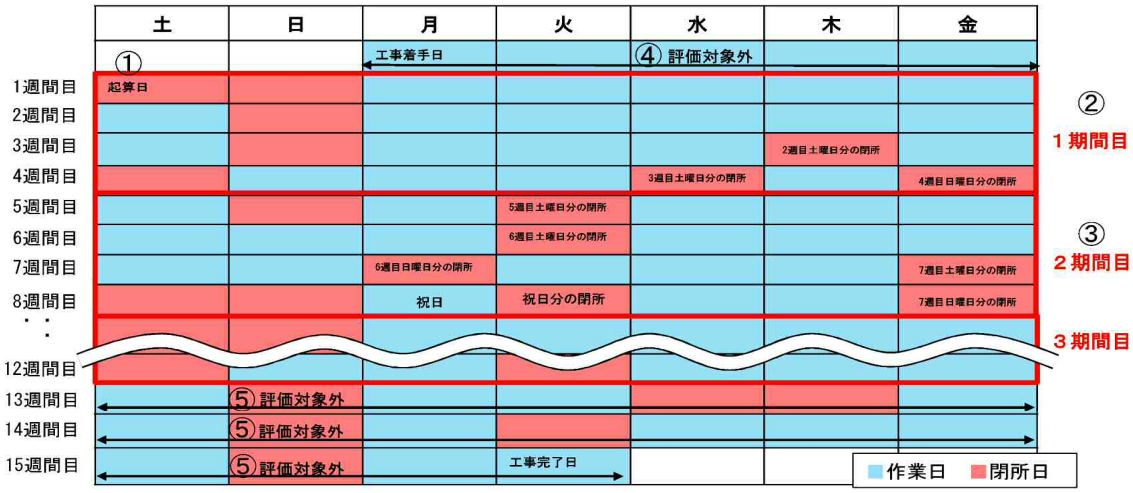
土
日
月
火
水
木
金
①
工事着手日
④ 評価対象外
1週間目
起算日
2週間目
3週間目
2週目土曜日分の閉所
4週間目
3週目土曜日分の閉所
4週目日曜日分の閉所
5週間目
5週目土曜日分の閉所
6週間目
6週目土曜日分の閉所
7週間目
6週目日曜日分の閉所
7週目土曜日分の閉所
8週間目
祝日
祝日分の閉所
7週目日曜日分の閉所
12週間目
13週間目
⑤ 評価対象外
14週間目
⑤ 評価対象外
15週間目
⑤ 評価対象外
工事完了日
②
1期間目
③
2期間目
3期間目
作業日
閉所日

「川崎市港湾局土木工事週休２日制試行工事実施に伴う増額補正について」（別紙）

１ 港湾土木の場合（※臨港地区等陸上土木の場合も一部含む）

（１）港湾土木請負工事積算基準の間接工事費率を適用した工事を対象とする。

（２）変更設計積算方法は、以下の方法による。

ア 労務単価・機械経費（賃料）・共通仮設費、現場管理費の補正

労務費 1.05、機械経費（賃料）1.04、共通仮設費率 1.02、現場管理費率 1.03 を乗じる。

イ 港湾市場単価は、標準市場単価に表に示す補正係数を乗じる。

補正後市場単価＝標準施工単価（施工規模等補正後）×補正係数

港湾市場単価補正係数（工　種）		補正係数
１	底面工	１．０４
２	マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	１．０１
３	支保工	１．０５
４	足場工	１．０３
５	鉄筋工	１．０５
６	吊鉄筋工	１．０５
７	型枠工	１．０４
８	コンクリート打設工（ポンプ車打設）	１．０５
	コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	１．０５
９	止水板工	１．０５
１０	上蓋工	１．０５
１１	伸縮目地工	１．０３
１２	係船柱取付	１．０５
１３	防舷材取付	１．０５
１４	車止・縁金物取付	１．０５
１５	係船柱撤去	１．０５
１６	防舷材撤去	１．０５
１７	車止撤去	１．０５
１８	電気防食取付	１．０５
１９	防砂目地板取付工（陸上施工）	１．０５
２０	防砂目地板取付工（水中施工）	１．０４
２１	吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	１．０４
２２	港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	１．０４
２３	ペトロラタム被覆	１．０５
２４	現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	１．０５
２５	現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	１．０５
２６	かき落とし工	１．０５
２７	汚濁防止膜設置・撤去・移設	１．０４
２８	汚濁防止枠設置・撤去	１．０３
２９	灯浮標設置・撤去	１．０４
３０	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	１．０１
	汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	１．０５

２ 臨港地区等陸上土木の場合

（１）土木工事標準積算基準の間接工事費率を適用した工事を対象とする。

（２）変更設計積算方法は、以下の方法による。

ア 労務単価・機械経費（賃料）・共通仮設費、現場管理費の補正

「川崎市週休２日制確保モデル工事試行実施要領（土木工事編）」に準じる。

イ土木市場単価は、標準市場単価に表に示す補正係数を乗じる。

「川崎市週休２日制確保モデル工事試行実施要領（土木工事編）」に準じる。

３ 港湾土木と臨港地区等陸上土木が混在する場合

（１） 港湾土木請負工事積算基準と土木工事標準積算基準の両方を使用し、主工種の間接工事費率を適用した工事を対象とする。

（２） 変更設計積算方法は、以下の方法による。

ア 労務単価・機械経費（賃料）・共通仮設費、現場管理費の補正

主工種の補正方法に準じる。

イ 港湾市場単価は標準市場単価に別表１を、土木市場単価は「川崎市週休２日制確保モデル工事試行実施要領（土木工事編）」に準じ補正係数を乗じる。

（様式１）

年　　月　　日

川崎市港湾局
　川崎港管理センター整備課　宛

受注者（社名）

現場代理人氏名（直筆）

「川崎市港湾局土木工事週休２日制試行工事実施意思表示届」
（同意・不同意・変更）

工事件名	
港湾局試行工事	同意します
	同意しません
	同意から不同意に変更します
不同意・変更 理由	

※いずれかに〇印をしてください

（様式２）

休日取得計画・実績書

工事件名	
工期	年　　月　　日　～　　年　　月　　日
受注者名	
提出日	年　　月　　日

日	曜日	休日取得計画	休日取得実績	備考
１				
２				
３				
４				
５				
６				
７				
８				
９				
１０				
１１				
１２				
１３				
１４				
１５				
１６				
１７				
１８				
１９				
２０				
２１				
２２				
２３				
２４				
２５				
２６				
２７				
２８				
２９				
３０				
３１				

以　上